

○毎月の締切日は25日（当日が休日の場合は前日）です。

農地法 第3条 所有権移転 許可申請書		受付日		受付番号	
		月	日		
		受付者印			
譲受人	住所 フリガナ 氏名				電話
譲渡人	住所 フリガナ 氏名				電話
申請地	檀原市 町 番 外 筆	田 m ²	畑 m ²	計 m ²	利用状況
提出書類（各1部） ※必要に応じて他の書類の提出を求める場合があります				確認事項	
1	許可申請書	土地改良区 <input type="checkbox"/> 倉橋溜池土地改良区 組合員資格得喪通知書 （2部作成し1部は総代へ） <input type="checkbox"/> 大和平野土地改良区 組合員資格得喪の通知書			
2	許可申請書（別添）				
3	営農計画書				
4	土地の登記事項証明書（法務局） ※申請前3カ月以内のもの				
5	住民票 ①又は②に該当する方のみ提出 ※申請前3カ月以内のもの ①檀原市民以外の方 ②登記事項証明書に記載された住所と現住所が異なる方 （譲受人は謄本（続柄入）、檀原市で新規取得の場合は本籍（国籍）入） （譲渡人は抄本） ②の場合は住所の履歴の記載あるもの ※法人の場合は、法人の登記事項証明書（法務局）	事由 （該当するものに○）			
6	位置図	売買			
7	調査表 事務局で内容確認後、農地利用最適化推進委員の調査を受けてください。	贈与			
<input type="checkbox"/> 譲受人の住所地が檀原市でない場合 ① 耕作証明書（住所地農業委員会） ② 居住地から申請地までの地図 <input type="checkbox"/> 譲受人が申請地の町内において初めて耕作地を取得する場合 ① 同意書（隣地） ② 同意書（自治会長・水利組合長） <input type="checkbox"/> 市街化調整区域農地又は生産緑地を農地造成して利用する場合は、本許可後に農地造成届出が必要で す。 ※面積3000m ² 超、盛土高1m超の場合は一時転用許可申請が必要 <input type="checkbox"/> 抵当権等の権利者がいる場合 ① 当該権利者の同意書 <input type="checkbox"/> 代理人が申請する場合 ① 委任状 <input type="checkbox"/> 譲受人が農地所有適格法人の場合 ① 農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙） ② 定款または寄付行為の写し ③ 組合員名簿の写し（農事組合法人の場合） ④ 株主名簿（株式会社の場合） ⑤ 損益計算書の写し等		交換			
		その他 （ ）			
調査委員		提出者			
農地利用最適化推進委員 （第_____地区）		氏名	電話		
		メールアドレス ※新規のみ			